

## 江府町と公益財団法人日本ヘルスケア協会との

### プラネタリーヘルス推進連携協定書

#### (目的)

第1条 江府町(以下「甲」という。)及び公益財団法人日本ヘルスケア協会(以下「乙」という。)は、甲と乙が連携協力関係を構築し、乙の自らの資源やノウハウを活用した「出かける役場」が提供する多面的なサービス展開に対する支援及び住民との濃密な接点の効果的な活用によって、誰一人取り残すことのない住民の健康とウェルビーイングの実現、地域社会、里山、自然環境の再生を通じたプラネタリーヘルス推進を目的として、これに必要な基本的事項を約定するため、江府町と公益財団法人日本ヘルスケア協会との連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 住民の健康と福祉の増進に関すること
  - (2) 医歯農連携の推進に関すること
  - (3) ネイチャーポジティブな農業の推進と食の推進に関すること
  - (4) 里山の維持再生と自然資本活用を通じた地域活性化に関すること
  - (5) 人材育成・教育を通じた地域医療、農業の発展に関すること
  - (6) 前各号を通じたプラネタリーヘルスの推進に関すること
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、両者が連携協力することに合意した事項
- 2 連携及び協力する具体的な施策の内容及び当事者の権利義務については、別途定める。

#### (甲の責務)

第3条 甲は、前条第1項各号に掲げる事項に取り組むに当たって、取組フィールドの提供と広報に協力するものとする。

- 2 甲は、本協定の締結について公表するよう努めなければならない。
- 3 甲は、本協定に基づく協働によって知り得た乙の業務上の秘密、技術上の秘密その他の事業執行上支障となる情報を第三者に漏らしてはならない。

(乙の責務)

第4条 乙は、第2条第1項各号に掲げる事項に取り組むに当たって、提案事業の実施と甲への情報提供を行うものとする。

2 乙は、本協定に基づく協働によって知り得た甲が保護すべき個人情報、甲の業務上の秘密その他の業務執行上支障となる情報を第三者に漏らしてはならない。

3 乙は、本協定に基づく協働によって知り得た甲が保護すべき個人情報が事故により流出した場合は、速やかに甲に報告するとともに、その処理の経過及び結果を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、自己の帰責事由により負うべき賠償責任があるときは、自らの責任により対処しなければならない。

(成果物の帰属)

第5条 本協定に基づく協働により新たに生じた知的財産は、乙に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上決定した知的財産の帰属については、この限りではない。

(協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙のいずれからも特段の申し出がなければ、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第7条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(協議)

第8条 本協定の活動を実施するために必要な事項は、甲乙双方の協議により定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和6年2月14日

甲 鳥取県日野郡江府町江尾 1717 番地 1  
鳥取県江府町  
江府町長

(自署) 白石 祐 治

乙 東京都中央区日本橋横山町 6-8 NH2 ビル 2 階  
公益財団法人日本ヘルスケア協会  
代表理事

(自署) 西 信 幸